従業員を雇うなら労働保険に加入しましょう！

金融情報（主な制度融資のご案内）

平成27年５月20日現在

	制度名	貸付限度額	使途	返済期間	利率	申込先
日本政策金融公庫	経営改善貸付	2,000万円	運転 設備	７年以内 １０年以内	1.25%	新津商工会議所
	※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。（通称：マル経融資） 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。 ①原則として６ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ②最近１年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方 ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では５人以下（宿泊業及び娯楽業は２０人以下）、製造業・その他業種では２０人以下の法人・個人事業主の方 ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方					
	普通貸付	4,800万円	運転 設備	７年以内 １０年以内	基準利率 1.30%～2.90%	日本政策金融公庫
	セーフティネット貸付	4,800万円	運転 設備	８年以内 １５年以内	基準利率 1.30%～2.55%	
新潟市	地方産業育成資金	1,000万円	運転 設備	５年以内 ７年以内	信保付 1.7%～1.9% その他 2.20%	各金融機関
	一般融資	2,000万円	運転 設備	５年以内 ※5年超あり	信保付 1.85% その他 2.35%	
	夏期・年末資金	700万円	運転	６ヶ月以内	信保付 1.75% その他 2.25%	
	中小企業資金繰り円滑化借替融資	3,000万円	既往市制度融資借入金の返済	１０年以内	1.90%	
	中小企業開業資金（一般開業）	500万円	運転 設備	７年以内 １０年以内	５年以内 2.05% ５年超 2.25%	

上期源泉税相談会開催

専従者や従業員に給料を支給している青色事業者のうち、納期特例の適用を受けている方々を対象に、源泉所得税の事務相談会を開催いたします。

○日　時：７月６日（月）・７月７日（火）
　　９：００～１２：００／１３：００～１６：００
○場　所：新津商工会議所　３Ｆ
○相談料：無　料
○持参するもの：・給与支払明細書
　・一人別源泉徴収簿
　※参考までにH26年度分もお持ち下さい
　（平成27年１月～６月の上期分を記入してきて下さい）
　・源泉所得税納付書
　（平成26年分決算書郵送時に同封の印字されたもの）

○主　催：新津商工会議所／新津中小企業相談所
○共　催：新津青色申告会

女性会だより　平成27年度通常総会開催

去る５月19日(火)新津商工会議所において、新津商工会議所女性会の通常会員総会を開催致しました。平成26年度の事業報告並びに収支決算報告、及び平成27年度の事業計画、収支予算等について審議し承認をいただきました。

総会終了後の講演会では、阿賀町津川の山﨑糀屋　女将　山﨑京子様をお招きしまして『糀酵素の底力』と題してご講演いただきました。

その後の懇親会では、来賓の方々と講師の山﨑様を交え盛り上がり、会員同士の親交を深めることができました。

講師の山﨑京子様

会員募集　新津商工会議所女性会に参加しませんか!!

■入会資格　新津商工会議所会員事業所の女性経営者および会員事業所に属する女性
■会　　費　年会費 3,000 円
※お問い合せ　新津商工会議所　女性会事務局
TEL：22-0121（担当：髙岡・齋藤千秋）

「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」に係るパブリックコメントの実施について

現在、新潟市では「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の制定に向け検討を重ねています。この条例の概要としては、市民が障がいや障がいのある人への理解を深めることで、障がいのある人の生きづらさ・差別感の解消を図るとともに、安心して暮らせる共生社会の実現を目的としています。

民間事業者において条例が求める主な事項としては、下記の６つのものが盛込まれています。

（１）障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とした差別解消の取組みを市と一体となって行うこと
（２）障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めること
（３）不当な差別的行為を行わないこと（法的義務）
（４）障がい特性に考慮した合理的配慮を行うこと（法的義務）
（５）適切な説明及び情報提供を行うこと
（６）障がいを理由とした差別（不当な差別的行為・合理的配慮の不提供）を行ったとされた場合、相談機関・調整委員会が対応

この条例に係るパブリックコメント（市民意見提出）を平成27年5月21日～6月19日に予定（市ＨＰに掲載）していますので、新津商工会議所の会員の皆さまから、この条例に関心を持っていただき、ご意見をお寄せいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

※合理的配慮…障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、又は意思の表明がなくても配慮が必要なことが明白である場合に、過重な負担でない範囲で、社会的障壁を取り除く調整や配慮を行うこと

≪問合せ先≫新潟市福祉部障がい福祉課共生社会推進担当（TEL025-226-1248）

日本年金機構からのお知らせ
◆「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要な場合について

被保険者の標準報酬月額は、昇給や降給によって報酬額が大幅に変動した場合、改定を行うことになっています。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、次の３つのすべてにあてはまる場合に、標準報酬月額の改定が必要となりますので「被保険者報酬月額変更届」を提出してください。

１．昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき
２．固定的賃金の変動月以後引き続く３カ月の間に支払われた報酬の平均額を標準報酬月額にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に２等級以上の差が生じたとき
３．固定的賃金が変動した日以降、引き続いた３カ月における報酬の支払われたすべての支払基礎日数が17日以上あるとき

ただし、次の場合は、随時改定の要件には該当しませんので、「被保険者報酬月額変更届」の提出は不要です。

①固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた３カ月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より下がり、２等級以上の差が生じた場合
②固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた３カ月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より上がり、２等級以上の差が生じた場合

不明な点については、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

まもなくマイナンバー制度が始まります！
～従業員などのマイナンバーを取り扱う準備をお願いします～

今年10月から国民の皆さまそれぞれに、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、法人には13桁の法人番号が通知されます。

また、平成28年１月から、社会保障・税・災害対策分野の行政手続でマイナンバーと法人番号の利用が始まります。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、国民の皆さまの利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目指す、新しいインフラです。

マイナンバー制度の開始に伴い、事業主の皆さまも、社会保険や税の手続で従業員などのマイナンバーを取り扱うことになります。例えば、行政機関にご提出いただく、源泉徴収票や支払調書、雇用保険などの被保険者資格取得届といった各種書類に従業員などのマイナンバーの記載が必要になります。

制度の概要をご確認いただき、ご準備いただきますようよろしくお願いします。

詳しくは、マイナンバー　検索

出展：厚労省人事労務マガジン

日佑電子株式会社（にちゆう）
本社工場　新潟市秋葉区朝日７８　☎0250-22-2111
新津工場　新潟市秋葉区川口５８０－８　☎0250-23-5121
味方工場　新潟市南区西白根字千日上６３　☎025-372-4811

さくらのまち ファミリーローン「QUICK」
ご融資金額 10万円以上300万円以内
最優遇金利2.5%
◆当組合の審査により、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。
◆ご融資のご相談・お問い合わせは、取扱窓口、営業担当までお気軽にお問い合わせください。
ご相談、お問い合わせはお電話でどうぞ!
さくらの街信用組合 新津支店 TEL 24-8281

クリーンエネルギー
都市ガス
地球にやさしく、快適な暮らしをサポートします
越後天然ガス
TEL 24−2171

ご愛読ありがとうございます
㈲新津新聞販売センター
新潟市秋葉区滝谷町3-21
TEL ２２－２０１５